

閻 立著

清末中國の對日政策と日本語認識

——朝貢と條約のはざまで——

森 田 吉 彦

近年、博士號の授與が長年の研究の集大成に對してよりも、むしろ研究者としての基礎訓練の修了を示すものとして行われるようになったとはいえ、そこから研究書の出版にまでたどり着くのは必ずしも容易ではない。まして、これも近年増えたとはいえ、日本の大學院に留學してきた外國人となれば尙更であり、學位論文は何とか書いてもとても書物にして世に問う段階にはないことが往々にして見られる。最初に、著者にとっては外國語たる日本語で博士論文を執筆し、それを一書にまでまとめあげ、こうして上梓されたことについて、心からの敬意とお祝いの念を率直に表しておきたい。

このようにくどくどと述べて立てたのも、本書の主題がまさに、その「外國語たる日本語」だからである。「同文」という漠たる意識は日中間の近しさ、親しさを示すが、實際には兩國は様々な點で隔たりが大きく、もちろん言語もかなり異なる。そのことが露わになっていく失望の過程こそ、近代の日中關係の一面の眞實であつたといつても過言ではない。

本書は全五章で構成されており、それに序論と結論とが附されている。

序論

第一章 清朝の多言語體制と對外關係

はじめに

第一節 清朝の多言語並存の構造

第二節 朝貢體制における對外關係と言語學習

第三節 條約體制と外國語學校

小括

第二章 江戸幕府の上海派遣に對する清朝の對應

はじめに

第一節 千歳丸の上海來航

第二節 健順丸の上海來航

第三節 長崎奉行からの書簡

小括

第三章 日清修好條規の締結

はじめに

第一節 清朝官僚の日本觀

第二節 「章程國」から「條規國」へ

小括

第四章 清朝官僚の日本語認識

——日清修好條規の正文規定をめぐって

はじめに

第一節 條約の正文規定

第二節 柳原前光の草案

第三節 清國側の草案

第四節 日清修好條規の正文規定

小括

第五章 清國初代駐日公使團と日本語

はじめに

第一節 清末以前の中國書籍に見る日本語

第二節 初代駐日外交官から見た日本語

第三節 初代駐日公使團の日本語通譯

小括

結論

あらかじめ断わっておくと、本書の主題は題名に掲げられている通り清朝の政策と認識であって、日清關係に關わる史實そのものの發掘や實證、日本側の政策や認識などは二義的にしか扱われない。この點、著者の姿勢は禁欲的である。

まずは各章の内容を紹介しよう。なお、評者が狹義の専門の研究者として論じることができるのは、本書では第二章から第四章の日清修好條規を扱った箇所だけである。第一章と第五章についてはいささかの外的な紹介になってしまう部分もあるかも知れないが、御海容を賜りたい。

冒頭の序論では、本書の課題及び概要が示される。著者によれば、「清朝の對外關係の再編は朝貢體制から條約體制への轉換の過程と言つてよい」(三頁)。フェアバンク(J. K. Fairbank)から川島眞に至る研究史は「西洋中心論」から「中國中心論」への

推移としてまとめることができ、研究の對象も條約國との關係から朝貢國との關係へと擴大した。條約國でも朝貢國でもなかった日本の位置づけの検討は、その中でも意義深い課題である。そこで、この問題を解く鍵として本書が強調するのが、中國人の日本語認識である。ただし、更に別の歴史的背景が關わることも看過してはならない。「中國の傳統的朝貢體制において、漢文はあらゆる外交文書の『正文』であった」が「清朝の國語は滿文であつた」(一〇頁)。清朝は多言語國家であり、對外關係においても漢文の地位は元々相對化されていたのである。その大前提の上で、一八六〇年代の幕府の上海來航から一八七一年の日清修好條規の締結とそれに續く駐日公使館の開設に至る近代日中關係の始まりにおける、清朝の對日外交の實態が一層明らかにされる必要がある。

第一章は、清朝の多言語併存體制と、そこでの對外關係の變容について概觀する章である。多數派の漢人ではなく少數派の滿洲人の王朝であつた清朝は、國策の決定や國事の記録には滿文を用いていたが、漢人に滿文學習を強制することはできず、むしろ滿洲人の方の漢化を防ぐことに腐心しなければならなかつた。その一方で、版圖の西北側にはチベット、モンゴル、ウイグルなどの「非漢文世界」があり、そこでは漢文も漢人官僚も用いられなかつた。

ここで著者は、對朝貢國の事務を取り扱う組織について、明代に遡つて説明する。朝貢國からの文書を翻譯すると共に必要な各國語の教育も行ふ四夷館と、外國からの使節の世話と交易を行い通譯を仕事とする會同館とがあり、清代でもほぼ同じ四譯館と會

同館とが設けられた。後に會同四譯館へと合併されたが、これは明代と違って西北側は別に理藩院が管轄したからである。そちらでは、ロシアとのネルチンスク條約（一六八九年）においてラテン語の條約文が交換されるなど漢文は必要性を有しない一方、ロシア人に滿文・漢文を教える俄羅斯館とロシア語を學ぶ俄羅斯文館とが設けられた。更に、清朝は語學に長けた西洋人宣教師らを登用し、翻譯に當たらせた。

一八四二年にアヘン戦争で清朝が敗れた後、西洋各國と條約が結ばれ、西洋人の中國學習、西洋人による中國書籍購入、中國人への外國語教育が許可されたものの、正式に外國語學校が設立されるのは二〇年後の一八六一年のことであった。一八五八年の「中英、中佛天津條約の正文規定によってこれまでの漢文の權威が喪失したが、それが外國語學校の設立要因の一つとなった」（七〇頁）のである。

これに續く三つの章は、一八六二―七一年の日清關係を、主として清朝側の認識を中心に描いた部分であり、本書の核をなす。まず第二章では、一八六二年の千歲丸の上海來航、六四年の健順丸の上海來航、六八年の長崎奉行と上海道臺の書簡往復というよく知られた事例をとりあげ、清朝内部での對日認識の變化と分歧を描き出す。千歲丸の貿易の求めに對して上海道臺は、オランダ商人の貨物として扱う限りにおいて例外的に許したが、これは「朝貢體制の理念に基づいた『天朝は遠人を懷柔する』という傳統的な對應」であった（八六―八七頁）。五口通商大臣や總理衙門はこのような例外が各國によって繰り返される危険性を注意し、道臺も「日本側の『二視同仁』などの中華思想的な發言か

ら通商の誠意を察し」たものの（八九頁）、通例となることは避けようとした。日本側は更に、清朝から日本には商人が來ているのだからその逆も當然であろうし、清算を済ませない商人がいたり、増え続ける中國人難民の管理という問題があると訴えた。部分的に納得した道臺は日本に限って上海一港のみ通商を許可すべきだと總理衙門に報告したが、外國人への不信感のため、新たな指示は出なかった。

千歲丸の來航は、清朝の一部に、條約國とも無條約通商國とも朝貢國とも異なる日本の位置づけを促すものとなった。次に來航した健順丸は早々に歸國したが、清朝の側は上海一港のみの貿易を通例として扱うようになった。

その後、長崎奉行が上海道臺に書簡を寄せ、旅券を定め、通商だけでなく學術の傳習、長期の滞在を許可するよう求めた。これに對して清朝内では、新しい道臺の應實時が、貿易は認めるが日本を制限（箝制）する章程を定め、條約國を増やさないとという對策を提言した。これは新しい五口通商大臣の曾國藩や總理衙門の認めるところとなり、彼は日本との貿易の實態を調べながら章程を検討したが、日本側への返信ではまだそのことは示さなかった。しかし、この間、清朝側では對日認識が事實に即して深化し、日本は獨特の存在感を持つようになったのである。

第三章は、前章を受け、日清修好條規締結までの清朝側の認識と政策を取り扱う。柳原前光ら日本の一行は、それまでと違い上海だけに留まらず天津にまで進み、外務卿からの書簡を提出した。新任の直隸總督李鴻章や三口通商大臣らは、日本側と會談した後、日本との連合を模索し、その觀點から條約を検討し始めた。李鴻

章は、條約を拒否することで日本を西洋列強の側へやってしまうよりも、條約の中身によって日本を制することを考えたのであった。柳原に翌年の條約交渉を約した後、清朝内で論争を招いたが、彼は日本に不信感を持ち、その實力を危険視しつつも、だからこそうまく引き込もうとした。曾國藩の意見も同様であった。ただし曾は、日本の求めは道義的に拒めないとし、萬國を優待し清朝の公明を示すべきだと論じたのであった。彼は「西洋の軍事や經濟の制度を導入したが、一方で對外認識は基本的に朝貢理念のままであった」（二三三頁）。

條約草案作成に際して、清朝側は、對等を求めた柳原の案を受け入れつつ、日本を強く牽制しようとした。

こうして日本の位置づけは一八六〇年代の「章程國」から一八七〇年代の「條規國」へ變更された。「章程國」と「條規國」はいずれも日本を西洋諸國の仲間にさせないようにするための戦略であったが、「章程國」の場合、第二章で述べたように制限する章程（箝制章程）を作成することによって條約國を増やさないことが目的であった。しかし、その章程内容に關しては官僚らは明確に決めることができなかった。「條規國」の場合、李鴻章らが西洋諸國と異なる條約内容にすることを最初からはつきり認識していたため、對日交渉において主導権が握ることができた。一八六〇年代から一八七〇年代まで清朝官僚の體制再編に關する認識が大きく變化したのである。（一三八頁）

清朝側は交渉に入ると主導権を握り、條約締結に至ったが、日本に對する不信感を深め、協力的な姿勢から一轉して厳しい態度を

とるようになった。

第四章で取り上げられるのは、日清修好條規の正文規定が持つ歴史的な意味である。一五一―一六四頁で、ロシア、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、ポルトガル、デンマーク、オランダ、スペイン、ベルギー、イタリア、オーストリアの各國と清朝が結んだ條約の正文規定の漢文の全文とその日本語譯を一つ一つ提示し、比較していく。續く一六四―一六九頁では、今度は日本と各國のそれを列舉して検討する。こうした豫備作業の上で、著者は、柳原が示した案の正文規定は、日本側は和文に漢文譯を當分附すとはするものの、漢文の優越性に對して和文を同格に置くことを狙っていたと論じる。

しかし、清朝側がそれを受け入れることはなかった。むしろ、中國人が和文を扱えないのに日本人は漢文に通じていることをひけらかしていると受け止められたのである。清朝は條約の一次草案で、漢文こそが基準であり、他の語を用いるときには漢文譯を附さなければならなかった。更に二次草案では、日本側は漢文を使用するか西洋の言葉に漢文譯を附すかを選ぶこととなり、日本語は使えなくなった。しかし清朝の正式草案では概ね一次草案が採用され、漢文を基準とし、滿文や和文を用いる場合にも漢文譯を附すこととした。

これに對して日本側の正式草案では、和文が正文となっていた（ただし、この論述には語弊がある。これまでの草案で扱われていたのは往來公文の判斷基準となる文字についてであったのに對して、ここで指摘されているのは條約自體の判斷基準となる文字についてだからである。實際、この草案でも往來公文では日本に

とつては和文が、清朝にとつては漢文がそれぞれ判断基準とされた。公文への規定ではあくまで對等なのである。條規の成文でも往來公文の定めしかなく、ここでだけ條約自體の正文規定が出てくる。最終的に締結された日清修好條規では、往來公文には必ず漢文譯を附すか、漢文のみを用いるかとなった。最初の日本側の案に近いようだが、無期限に漢文譯を附し続けなければならぬことが顯著に異なる。結果として、條規では和文には漢文譯を附すのが原則となり、事實上、清朝側に有利になった。

第五章は、日清修好條規の締結から數年後の一八七八年によく始動した駐日公使館の活動を、言語の問題に焦點を當て論じる。著者も擧げている通り、當該時期の日中文化交流については、近年、中國人研究者の手で新たに續々と業績が發表されている。本章もそれらに連なるものといえよう。著者はここでも、行論の起點を清末に置いていきなり展開させるのではなく、まずは明代、清代の漢籍の中で描き出された日本語像から懇切に説き起こす。日本研究が盛んに行われた明代には、假名文字の存在も知られており、日本語の發音を漢字で示すやり方で日常生活や商業のための語彙が收録された。清代には日本への關心は縮小したが、長崎貿易があつたため絶無とはならなかった。

しかし、日本語がより體系的に、文法に至るまで理解されるようになるのは、駐日公使館の開設後である。初代公使の何如璋は日本政府の組織を總理衙門に報告する際、日本語の漢字をそのまま用いたし、副公使の張斯桂は東京下町の看板類を見て違和感を覺えるに留まつた。同文異義の日本漢語の山に戸惑いながらも、文法の相違をよく知り、筆談で飽き足らずに日本語研究を模索し

たのは書記官の黃遵憲である。彼は、「同文」意識に捕われることなく日本語との相違という現實に向き合つた。その結果、便利で大衆的な假名文字こそが日本文化の生命線であり、文明開化の基礎となつていくという認識を得たのである。

ところで、彼らに加えて、公使の赴任には四名の「翻譯官」が従つており、うち俸給の安い二名が日本語の擔當であつた。日本と清朝の雙方で御雇外國人として働いたアメリカ人も雇用されていた。しかし、日本との交渉では漢文を用いることができ、個人の交流も筆談で済むとはいえ、やはり日本語通譯の不足は問題であつた。領事館を開設するにも人材に事缺いた。日本側が長崎貿易を支えてきた唐通事を用いて一八七一年段階から實地的な中國語學習に取り組んだのとは對照的に、清朝が公使館内に日本語學校を設けるのはようやく一八八二年になつてのことであり、本格的な日本語教育が始まるのは締結から二六年経ち日清戰爭も終つた一八九七年のことである。著者は、公使たちは日本語を扱う人材を育成する必要があると感じていたが、「日清修好條規の正文規定が彼らの進言を止めたと思われる」とする（二三頁）。

最後に結論では、ここまでの内容を要約した上で、その後、臺灣事件と琉球問題での言葉のすれ違いが指摘され、そして一八九五年の日清講和條約及び九六年の中日通商條約での正文規定の問題が簡単に展望される。いずれの條約でも、正文は漢文ではなく英文となった。なお、一八九九年の中韓通商條約では、條約の正文も爾後の往來公文も漢文と定められることになる。

本書は、要領よく手短にまとめられており、読み易く、書物と

しての物理的な分量から受ける印象に比して通讀の勞は少ない。ただ、専門研究者以外の讀者を意識しすぎてか、一般レベルの状況説明がいささか丁寧に過ぎた感はある。そのために、論旨が往々にして見えにくくなってしまった憾みはある。

本書の評価すべき點は、第一に、『總理各國事務衙門清檔』を中心に史料をじっくり讀み、優れた語學力を活かして一つ一つ丁寧に翻譯していることである。當たり前といえは當たり前のことも知れないが、日本人の場合、相當語學のできる書き手でもつい漢文調になりがちであるから、著者の譯文の平易さはあえて多しといいたい。また、一八六〇年代以降、日清修好條規締結に至る曲折を、清朝側にとっては、「無條約上海通商國」たることを許した日本が「條約國」となるのを阻止するための「章程國」化、そして最終的には「條約國」には繋がないはずの「條規國」としての位置づけへという流れにあったと、極めて分かりやすい見通しで示したことは注目される。「有約通商國」が増え続ける全體の流れの中でどれほどの意味があるかは別問題としても、ともあれこれらの語を用いることで、この約十年間の清朝側の日本に對する政策と認識を一口に説明することが可能になった。史實の捉え方の細かな修正に類することはなかなか評價されないが、このような地道な捉え直しの蓄積の上でこそ大きな枠組みの變更がなされるべきであろう。

それに加えて、こうして精密な讀解を行った結果、評者などの論文では見落とされていた興味深い圖式を抽出しえている。例えば、著者は李鴻章と曾國藩の間で、對日認識ひいては中國をとりまく秩序への認識について、曾國藩「が目指したのは傳統體制の

恢復であつた。つまり、武力に頼らず利益を追求せず萬國を優待することによって、從來の制度を維持しようと考えていた」「彼は從來の朝貢理念の立場にたつて清朝がまたいつか世界の中心になることを信じていた。李鴻章が條約を締結することによって日本を制限し、在日の商人を守ることなどを考えていたのに對し、曾國藩は條約の締結によって從來の秩序へ戻ることを考えていた」という異同が見られることを指摘している（一三二―一三三、一四三―一四四頁）。兩者の洋務に對する姿勢の違いを、日本に對する認識と政策の相違にまで敷衍したのは一つの創見といえよう。

そして第四に、清朝と日本がそれぞれに西洋列強と結んだ條約の正文規定や往來公文規定を丹念に比較對照していくことで、「外國語であるオランダ文や英文が條約の正文となり、日本語は三年間という期限附きで添附されるという構造は、先述した清朝の置かれた立場と同様であつた。ただ全體から見れば、西洋諸國と日本との條約における正文規定は、清朝との條約におけるほど詳細ではなかつた。例えば、『今後の公文の使用文字』や『今後の公文の判斷基準』などについての規定はなかつたのである」といったような見逃されがちな事實を改めて指摘していることである（一六九頁）。本書ではそこまで留まっているが、この點、なぜそのような違いが生じたのかを交渉過程や締約時の状況などから更に追求していけば、一層意義ある發見があるかも知れない。今後、日本史研究者と東洋史研究者との共同作業の可能性もありえよう。

次に、問題點をいくつか挙げる。まず、著者は「朝貢體制から

條約體制への轉換」期における清朝の對日觀の變遷を取り上げ、特に清朝にとつての日本語の位置づけに焦點を据え、中でも條約の正文規定の問題に着目している。この點は本書の最大の成果であり、その重要性自體については評者も首肯するところである。

しかし、それにしてもさすがに正文規定の影響を強調しすぎ、我田引水に陥つてはいまいか。既述の通り、第一章の小括では、漢文は對イギリス、フランスの條約で正文規定とならなかつたために權威を失い、そのことが外國語學校設立へと結びつくとしているが、正文規定が與えた衝擊についての論證は行われていない。

また第五章の小括では、駐日公使らが清朝國內の外國語學校で日本語科を設けることまでは提案できなかったのは、日清修好條規に漢文優位の正文規定があつたためだと捉えているが、これも證據がない。あくまで一要因であるというに留めるにせよ、可能性として擧げるにせよ、これだけでは弱い。正文規定は認識や政策の結果ではあつても原因ではないというのが、妥當なところであろう。

また、分析にあたつて朝貢理念を中華思想に等しいものとして扱っているがゆえに、朝貢體制の意味するところが野放圖に擴散してしまい、いわば超歴史的概念となつてしまつてゐる。日本語と對峙することになつた清朝の多言語體制なるもの全體は、朝貢體制とどのような關係にあるのか。滿洲人の王朝でなかつたとしたら、本書の主題は様相を異にしていたのか。その清朝における特徴は、中國史においてどのように位置づけられるのか。個々の事例は具體的であるのに、それが朝貢理念なる曖昧なものと關連づけられると、茫洋として捉えどころのないものに變つてしま

う。例えば、結論部分にある次の一文を、著者はどの程度の確度の議論と捉えているのであろうか。

清朝側の各草案の正文規定の内容に示されたように、對日外交は對歐米と異なり朝貢理念（中華思想）が優位に置かれていた。一方、日本側は一八六〇年代においてはこの朝貢理念を完全に否定するのではなく、清朝と交渉する際、「一視同仁」などの朝貢理念を利用して清朝の信頼と親近感を得た。日清兩國が暗黙上では朝貢理念を認めていたといえる。日清修好條規では、漢文に有利な規定がなされたことに對して、日本側から反對意見がなかつたことはそのためであろう。

（二四六頁）

第二に、本書の主眼は史實の究明にはないといふものの、東洋史研究に屬する學術書としては、やや不用意な用語法で歴史を描いている箇所が散見される。「中國の傳統的朝貢體制」や「古來」（また、括弧がついたりつかなくなつたりするが特に定義のない「國語」などというが、「傳統」あるいは「古來」とはいつからのことなか、それと清朝の時代の對外關係とはどのような關係にあるのか。また例えば、一三頁には「開國後の日本は清朝の弱勢と西洋列強國の強勢を讀み取つたうえで、從來の秩序である朝貢貿易への復歸ではなく、西洋を眞似て上海通商を利用し經濟不況打開を考えたのであつた」とある。これは第二章の内容について序論で觸れた箇所であるが、相應する論證は章に目を通して出てこないし、先行研究で一八六〇年代に幕府がこうした認識と政策とを確かに持つていたと實證しているものは管見にして評者は知らない。そもそも、「從來の秩序である朝貢貿易」というよ

うな言い方からして、語弊があろう（清朝はそのように認識していたのではないかということであれどもかく）。

更に、行論の關係から特に第三章で頻出するのだが、史實に關わる敘述が一次史料を極めて斷片的にのみ用いて行われていることがある。清朝側の認識を扱った本書の第一義的な対象ではないため完全に誤りなきを求めることは本よりできないが、しかし、より慎重に描くことはできたのではないか。例えば、次の四箇所と同じ一句が繰り返して引用されている。

當初、柳原一行を清朝に派遣する以前、日本の外務省の提案では「西洋各國ト支那ト結ヒタル通りニ隨フベシ」としていたが……〔後略〕

柳原は外務省の「西洋各國ト支那ト結ヒタル通りニ隨フベシ」との命令に従い……〔後略〕

先述したように、日本外務省の最初の方針は「西洋各國ト支那ト結ヒタル通りニ隨フベシ」となっており、それにしたがって柳原の草案が作成された。

第三章で述べたように外務省の方針は條約内容を「西洋各國ト支那ト結ヒタル通りニ隨フベシ」と定めていた。

（一五二頁）

しかし、引用箇所は『大日本外交文書』第三卷一八一頁、「省中各議論も有之夫々一應謂はれなき論にも無之候」と最初に斷つた上で添えられた四通の見込書のうち、宮本小一が書いたものに出てくるにすぎない。宮本は外務權少丞だから外務權大丞である柳原に命令する立場にはないし、外務省で宮本の意見が方針として決定されたわけでもない。宮本自身の意見も、引用部分の前後を

讀めばそれほど單純なものではなく、この一文が要言するような性格のものではないことが分かるだろう。

第三に、これは些事にわたるが、研究の主題が言語にあるがゆえに、本書での言葉の使い方にまで過敏になってしまふ讀者も少なくないであろう。どうしても細かな誤字・脱字が目立ってしまふし、表現・語法の揺れが氣にかかってしまふのである。一例を挙げれば、「宮永考」は「宮永孝」、「増補近代日中關係史研究」は「増補近代日中關係史研究入門」の間違いであろう（一六頁ほか。傍點は評者、以下同じ）。また、見出しだけでも、「清朝側の下準備」（一〇四頁）、「清朝官僚」（一四九頁）と記されたり「清國側の草案」（二七二頁）、「清國初代駐日公使團」（一八七頁）と記されたりするし、一八七一年の條約は「日清修好條規」であるが「一八九六年の條約は「中日通商條約」となっている。一〇四頁一〇五頁では、引用部分で原文の「中國商人」を「清國商人」と譯した上で地の文では「清朝商人」と記して使い分けているようだが、彼らは自らの國を「清國」と呼んでいたわけではないのだから、認識を示すための史料である引用部分は原文の「中國」のままでなければならぬのではないか。著者が外國人である以上この邊りの微妙な部分には、編集者などがもっと氣を遣うべきであつたように思われる。

著者が提示した課題の意義には評者も大いに賛同するところであり、本書が有する基本的な價值は繰り返して述べるまでもない。著者には本研究にまともなれた以外にも、「清末洋務派の『近代』受容——『琉球處分』を中心にして」「同文」の離反——日本の臺灣出兵をめぐる」など、この時期の清朝の對外政策の變

容を取り扱った研究論文が既にあり、⁽¹⁾ここでの内容との接合・展開が待たれる。我が國の研究状況と中國のそれとは、いまだに基礎的な齟齬も少なくない。ほぼ完璧な日本語を駆使できる中國人研究者として、兩歴史學界の架け橋たるべく今後ますます活躍されることを念願する。

註

(1) それぞれ、『法政大學教養部紀要』第一一六號(二〇〇一年)、『法政大學多摩論集』第二二號(二〇〇六年)に掲載。

二〇〇九年三月 東京 東方書店
A五版 vi+二六五十九頁 四〇〇〇圓